

# 令和5年度 王寺町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

令和5年6月22日

## (目的)

第1 この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、本町における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2 この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

## (適用範囲)

第3 この方針は、本町の全ての機関（以下「各部署」という。）が発注可能な物品等の調達とする。

## (調達の対象となる障害者就労施設等)

第4 この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する以下の施設のうち、物品等の調達が可能な施設とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令第1条第1項に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2項に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

(調達の対象品目)

第5 この方針の調達の対象品目は、次のとおりとする。

(1) 物品

- ア 食品類 (菓子、弁当、飲料等)
- イ 小物雑貨類 (布製品、紙製品等)
- ウ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 印刷 (名刺、封筒、チラシ、パンフレット等)
- イ 軽作業 (清掃、草刈り、データ入力、資源回収、分別作業等)

(調達の目標)

第6 この方針に基づく調達目標については、次のとおりとする。

令和5年度調達目標金額	2,000,000円
-------------	------------

(調達の推進)

第7 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

- (1) 障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、各部署に情報提供することにより、受注機会の増大に努める。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用するよう努める。

(調達方針及び調達実績の公表)

第8 調達方針及び調達実績の公表については、次のとおりとする。

- (1) 調達方針を策定又は見直したときは、町ホームページ等に公表する。
- (2) 調達実績は、年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等に公表する。

(調達に関する担当窓口)

第9 この方針の担当窓口は、住民福祉部福祉介護課とする。